

令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等委託一般公募型プロポーザルの公告

プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和8年2月24日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等委託

(2) 業務内容

別添「令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

3 業務委託者の選定

(1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書の内容を(2)の評価項目にもとづき審査したうえで決定する。プレゼンテーションは実施しない。

なお、審査内容は非公開とする。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

| 審査項目 | 主な審査基準 |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">適切な認識、方針を持って業務実施が見込めるか。委託料の積算方法、金額は妥当であるか。 |
| 企画内容 | <ul style="list-style-type: none">適切な業務実施が見込めるか。受注者としての考え、特徴、他社との差別化が図られており、独自のノウハウや特色が生かされているか。提案内容は実現可能なものか。 |
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none">安定的かつ持続的に業務実施が見込めるか。委託業務に必要な知識及び経験等を有する人材及び施設設備等を十分に確保しているか。 |

| | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要な指示、連絡体制は整っているか。 |
| 実績等 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似業務の実績があるか。 ・動物愛護管理に係る活動実績はどうか。 |

(3) 審査結果の通知等

- ア 審査結果は、審査委員会終了後、速やかに通知する。
- イ 審査の内容については一切公表しない。
- ウ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県 保健医療部 生活衛生課 動物愛護担当
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-3418 FAX 029-301-0800
E-mail seieil@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

- ア 交付期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月10日（火）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所 上記（1）の担当部局と同じ。
- ウ 交付方法 イにおいて直接交付または茨城県ホームページを閲覧しダウンロードしてください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/kankyo/doubutsu/r8itaku.html>
なお、直接交付を希望する場合は、担当部局宛て事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年3月10日（火） 午後5時必着
- イ 提出先 (1)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（送付記録の残るもの。）に限る。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書について、ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (9) 本業務委託に係る令和8年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。
- (10) その他詳細については、「令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等委託に係る一般公募型プロポーザル説明書」による。